

## 論点②【16条④】高等教育における障害学生支援に関する委員意見

### ○阿部 一彦委員

- 高等学校、特別支援学校高等部、専門学校、大学等に学ぶ学生に関して個別の教育支援計画をもとに、特定の困難を生じることのない学生生活の充実を図る必要がある。そのためには、教育、保健、医療、福祉等の関係機関の連携が必要であり、学校内には障害学生支援のための組織を設置、ソーシャルワーカー等の専門職員を配置し、障害特性に応じた相談支援体制を整備すべきである。個別の教育支援計画については、学業遂行支援のみならず、健康維持支援、居住生活支援、通学支援、課外活動・余暇活動支援など、障害学生のニーズに合致した支援内容が求められる。

学校内での生活以外に地域社会での生活の充実を図ることは障害のある学生にとって必須である。

- 通信教育で学ぶ障害学生が数多い現状を踏まえ、スクーリング時の支援として、通学支援、コミュニケーション支援、学校設備の使用支援等について十分に配慮する必要がある。
- 学業遂行に関しては、適切なコミュニケーション支援、先端機器を活用した点字、拡大文字、視聴覚教材作成等をもとにした支援が可能になるように十分な助成制度を確立する必要がある。先進的な取り組みを行っている学校の取り組みについて、周知、検討し、その取り組み内容をすべての学校で活用できるように一般化すべきである。
- 災害発生時への支援体制について障害学生の特성에応じた個別支援計画を策定し、避難訓練等の実践を図る必要がある。
- 学校卒業後については個別移行計画をもとに就職活動支援を徹底する必要がある。職場体験、学外資格実習、インターンシップ等、学校外での活動においては、学校内での支援体制の継続を図る必要がある。現状では、学校内

で活用できる支援体制が学校外での活動で活用できない場合が多い。特に、コミュニケーション支援、移動支援体制、バリアフリー化等について十分な配慮が求められる。

以上

## ○一木 玲子委員

### 1 障害のある人が高等学校・大学に入学できる制度へ

#### (1) 選抜制度の見直し・改革

高等教育（大学等）における障害学生支援を論じる前に、障害のある子どもが高等学校に入学しにくい・できない事実について確認しておきたいと思います。

現在の日本の後期中等教育進学率は98%に達しており、準義務教育といっても過言ではありません。障害のある子ども後期中等教育を受ける機会は特別支援学校高等部により保障されているところが大きい状況です。しかし、特別支援学校ではなく高等学校に進学したいと考えている子どもにとって、選抜試験制度の壁により希望がかなわない状況があります。

先日、山口県の男性で知的障害・自閉症の方が3年間公立高校に挑戦したが不合格、定員に満たない高校への入学を求めているという新聞記事がありました。16歳人口の98%が進学している高等学校に、勉学に意欲ある人が入学できない現状に違和感を覚えます。

・・・簡単な文字を読んだり写したりは出来るが、文章を書くことは難しい。だが、勉強は好きだといい「高校で国語の勉強や運動会がしたい」と話す。・・・  
（中略・・・）母親は「手助けを一方向的に受ける環境ではなく、地域と関わりながら育てたいと考えた。友達から怒られながら過ごすことで周りを見ながら動けるようになった」と話す。（2012年9月23日朝日新聞）

同様に、大学に進学したいと思っている障害のある人にとっても選抜制度は大きな壁になっています。イタリアでは2011年にダウン症の女性が文学の学位を修得しパルマ大学を卒業しています（la Repubblica “Ragazza down si laurea in Lettere “E ora voglio fare la maestro” ” 22 marzo 2011, ラ・レプブリカ紙 「文学学士のダウン症女性、先生になりたいと語る」2011, 3, 22）。本人や保護者の思いを受け止め、豊かな学びへの第一歩を踏み出せるような選抜制度の改革や教育機関・自治体の取り組みを求めたい。

## (2) 大学入試における合理的配慮の提供

現行の重点5カ年計画では、大学入試に関し、「障害の種類に応じた配慮を各大学に要請する」とあるが、これを以下のように改めたい。

「障害及び本人の必要に応じた配慮を、各大学及びセンター試験等大学入試関連の業務を実施している法人に義務化する。」

## 2 障害のある人が障害のない人と同等の高等教育を受けられる体制の整備

### (1) キャンパスライフ全般にわたる合理的配慮の保障

授業や講義という直接的な教育行為のみではなく、学校生活全般にわたる活動を教育活動ととらえたばあい、通学からサークル活動等にいたるキャンパスライフの範囲で合理的配慮を保障することが他者との平等の確保といえます。

### (2) 学外との連携による資格取得や就職活動の保障

高等教育機関の役割の一つに資格取得の保障がありますが、その機会が保障されていない現状があります。例えば視覚障害者や聴覚障害者が教育実習に行く場合、情報保障や移動保障等の実習校の体制確保の困難性から普通学校の受け入れが難しいという実態があります。本人が普通学校を希望しても、それがかなわない場合は特別支援学校での実習受け入れを依頼することになります。特別支援学校は体制が整っており視覚障害実習生の受け入れ経験が多い分、申し分がない実習をさせてもらえるという利点はありますが、本人が実習先を公平に選択できないのは差別といえます。

教育実習中における情報保障や移動保障の人員配置、補助機器の設置など本人が必要とする合理的配慮の保障を、教育委員会や文科省等の責務とするなどの体制整備が必要です。障害のある教員の雇用促進が言われていますが、採用試験における合理的配慮の保障と共に、その前段階にある障害のある学生が障害のない学生と同等の条件で教員免許を取得できる体制保障が必要です。

2012. 08. 23 朝日新聞

私の視点 「全盲者の教育実習 バリアー破り学びあう場に」

宇内一文（立教女学院短大講師）

私の教え子で視覚特別支援学校出身の全盲の学生がいた。将来、普通校の教師になりたいと、教育実習ができる普通校を探したが、すぐには見つからなかった。幸いバリアフリーに詳しい研究者のついで、人権教育に定評のある都立高校での受け入れが決まった。

これをきっかけに、私たちは似た境遇の学生の聞き取り調査をはじめた。障害の有無にかかわらず、あるいは人種や民族などの価値を尊重しつつ、共に生き合うことを理念とする「インクルーシブ社会」や「共生社会」の実現が議論されるようになった今日、盲学校出身者が普通校で教育実習をすることは、新しい社会への糸口になると考えたからだ。

これまで5人に話を聞いたが、全員、普通校での教育実習はかなわなかった。彼ら／彼女らはなぜ、受け入れを拒否されたのか。通告された理由から、全盲者が普通校で教育実習をするという試みを広げていくための課題を考えてみたい。

目に付いたのは、「安全に実習するのに必要な支援体制が未整備なので」という理由だ。確かに普通校の多くはバリアフリー仕様ではない。しかし、それを理由に受け入れを拒否すれば、いつまでもバリアーが温存される悪循環に陥る。まずは受け入れたうえで、できることから支援をして欲しいと考えるのは、こちらの甘えだろうか。今のままでは、「本当は受け入れてあげたいけど……」という枕ことばが空しく響く。

「全盲者による教育実習は生徒の学習機会を損なう恐れがある」という指摘もあった。全盲者にビジュアルを使った授業が難しいのは否めないが、そこはパワーポイントなどの電子機器を利用したり、適切な支援を受けたりすればカバーできる。「目の見えない」実習生に健常者ベースの授業をさせることが、「目の見える」生徒の学習機会の保障と考えているのだとしたら、人権感覚にかなり問題があると思う。

私は、全盲者が普通校で教育実習することには、多くの人が思う以上の大きな意味があると考えている。障害の有無で教育機会が異なる日本では、普通校に通う生徒のほとんどは障害者と出会う機会が少ない。「目の見えない」実習生による教育実習では、「目の見える」生徒と障害を持つ教育実習生が、どの

ような関係性を紡げるのかが課題となり、両者がそこから学ぶものは大きいはずだ。異質な者同士が会う場は、せめぎあいも絶えないが、それゆえに新しい価値や関係が創造され得ると確信している。

以上

## ○尾上 浩二委員

### 【障害者基本計画に盛り込むべき内容】

#### （基本方針）

- ① 新たな障害者基本計画の中では障害者権利条約・24条の5「締約国は、障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、一般の高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習にアクセスすることができることを確保する。このため、締約国は、障害のある人に対して合理的配慮が行われることを確保する」との規定に対応した項目を設けるべきである。
- ② 高等教育へのアクセスにおいても「子どもの最善の利益（条約7条の2）」「自己の意見を表明する権利（条約7条の3）」が担保されるとともに、「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び人の自立に対する尊重」（条約3条a）の原則に基づく必要がある。

#### （施策の内容）

- ① 障害のある生徒にとって高等教育機関への進学を一つの選択肢として位置づけ、進路選択とそれに伴う合理的配慮の獲得を、当事者主体のもとで行うような相談や体験プログラムを準備すべきである。
- ② 大学に通う障害学生の約7割が、高等学校（インクルーシブ教育）より進学していることを踏まえ、高等学校での障害のある子どもや教職員に対する、「大学における合理的配慮」の周知や高大連携（オープンキャンパスの実施や大学教員による高校での出張授業）を進めていく。また、特別支援学校においても大学進学をも選択肢とした進路指導を行うべきである。
- ③ 新たな障害者基本計画において、高等教育についての項を設け、障害を理由とした出願拒否・受験拒否・入学拒否等の不均等待遇の禁止し、計画終了後には、障害学生が「入学できない大学」をなくす。また、障害学生が入学した際、大学が合理的配慮の最低基準をクリアできるよう支援を行う。
- ④ 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約、A規約）の13条2（b）（c）項、中等教育・高等教育の「漸准的無償化条項」に対する

留保の撤回を閣議決定（2012年9月12日）したことを踏まえ、障害学生に対するものを含む経済的負担軽減策のさらなる充実が必要である。

【当面の重点実施項目として盛り込むべき内容】

- ① 各大学等への入学を望む学生に向けた情報を提供するため、各大学等は、受入れ方針、入試における合理的配慮（特別措置）の内容、入学後の支援内容、大学構内のバリアフリーの状況、受入れ実績（入学者数、在学者数、卒業・修了者数、就職者数等）をホームページ等に掲載するなど、広く情報発信することが重要である。

※障害のある学生の修学支援に関する検討会 とりまとめに向けた整理の素案より

→ 5年後に進捗を評価し、義務化を検討する。また、大学の認証評価にて考慮されるよう検討する。

- ② 2013年度より文科省本省でも「障がい学生修学支援拠点形成事業」として4億円が概算要求されており、門戸の開放・進路の拡大に向けた広がりのあるネットワーク構築が求められている。特に、これまで一人の障害学生も在籍していなかった大学が、受け入れ始める動きを丁寧支援する必要がある。

→ ネットワーク実績による波及効果について指標を定め、進捗評価が必要である。

- ③ 学校内における合理的配慮の確保と並んで、通学支援は大きな課題である。障害学生の通学支援について取り組みを進めていくための具体的方策を打ち出すべきである。

また、「障害者総合福祉法に関する骨格提言」では「計画的・段階的に実現していく」（小宮山厚生労働大臣）とされている。その骨格提言では、「パーソナルアシスタンス制度」（条約19条b）に関連して、

「重度訪問介護の利用に関して一律にその利用範囲を制限する仕組みをなくす。また、決定された支給量の範囲内であれば、通勤、通学、入院、1日の範囲を越



える外出、運転介助にも利用できるようにする」としている。

これらの規定をふまえて、「障害者総合支援法」附則の3年後見直しの検討項目には「常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援…その他の障害者福祉サービスの在り方」が掲げられている。

→ 以上の点から、大学による通学支援の実績を確認するとともに、シームレスな介助の観点から、その実績は「障害者総合支援法」における3年後見直しに関連したデータとして集約される必要がある。

- ④ 大学入試センター試験、大学の個別試験について、発達障害も含めた入試における合理的配慮を、最新のIT技術等を踏まえ、より効果的に見直していく必要がある。

#### 【理由（現状認識）】

高等教育段階の障害学生は、発達障害などのある在籍者数が急増し、1万人（平成23年度 日本学生支援機構調べ）を超えた。しかし、日本の障害学生の在籍者数の割合は約0.3%（平成23年）であり、同年齢人口における障害者数と比べても、いまだ低い水準にとどまっている。一方、差別禁止法制（ADA）が整備されているアメリカでは障害に対する定義の差はあるものの、約10.8%（平成21年）となっている。

入学した障害学生に対する支援の必要性は多くの大学で認識されており、聴覚障害学生へのノートテイク等、授業での配慮を行う大学は340校（全国障害学生支援センター調べ）を超えている。なかでも広島大学や筑波大学等、先進的な支援を行う大学が出てきている。一方、在籍のある大学では一校当たりの障害学生在籍者数が増え、特定の大学に障害学生が集まる傾向がみられる。そのため、在籍者数の増加は在籍大学数の増加につながっていない。結果として大学間格差は拡大し、障害学生の社会参画に向けた門戸の開放・進路の拡大にはつながっていない。受験・入学の拒否を行っても未だに違法とならず、それでも大学に対する政府からの予算・補助金はカットされていない。

## ○嘉田 由紀子委員

○ 高等教育においては、初等中等教育と同様、障害のある者となない者が分け隔てなくともに学べるよう、カリキュラム面などにおける障害特性への配慮のもと、障害学生の自立や自己実現に資するように教育を行っていくことが重要と考えます。

○ そのうえで、障害学生支援として、次のような課題があると考えます。

### ① 高等教育の「入口」にあたる入学試験等で事前相談や特別措置

障害のある人が、障害のない人と分け隔てなく高等教育を受け、自己実現を図っていくことができるよう、障害の特性に応じた入試における適切な特別措置が必要です。

また、障害があることで進路選択にあたり不安を抱いたり、受験に躊躇することがないように、きめ細かな周知広報や事前相談対応が必要と考えます。

### ② 高等教育の「在学中」における総合的な支援

在学中において障害のある学生には、授業などの教育面と学校内外での生活の両面において、様々な問題や困難に出会うことが考えられるので、教育・生活両面での支援が必要です。

教育面では、視覚・聴覚障害のある学生への授業保障や、実技・実習系の授業での対応などが、また、生活面では、施設、設備や情報提供面でのバリアフリー化、各種大学行事への参加支援などが必要と考えます。

こうした対応を行うためには、学内における相談支援窓口の設置や、障害特性に応じた支援システムの研究、教員・職員に対する研修などが必要です。

### ③ 高等教育の「出口」にあたる卒業後に向けた支援

高等教育を卒業し、地域社会での就労や生活を支援していくことが必要です。このために、就職などの卒業後に向けた進路にかかる情報提供や、きめ細かな相談支援が必要です。

また、発達障害によって卒業後に社会への不適応が生じることもあり、在学中からの発達障害にかかる相談支援体制づくりが求められます。

こうした取組にあたっては、高等教育機関と福祉・労働・医療分野の行政や関係機関による連携体制づくりが必要と考えます。

○ こうした課題への対応にあたって、個々の大学による対応では、困難や制

約も大きいと思われます。各大学が協力し、連携しながら対応できる仕組みづくりを進めるとともに、国が積極的に教育機関を支援されることが必要と考えます。

## ○栗川 治委員

すべての希望する者に、高等教育を保障するために、以下のことを具体的制度を確立して実現していく必要があります。

- ① 入試における門戸開放、無差別、合理的配慮の提供
- ② 学生生活全般にわたる合理的配慮の提供と、障害学生支援のための校内体制の整備
- ③ 学費無償化を含む経済的な支援の拡充。特に上記②の合理的配慮（人的、物的な支援、条件整備）にかかる経費負担が本人に行かないよう、公的に保障することは必須。

## ○小中 栄一委員

1. 全ての障害に共通する合理的配慮および必要な支援・条件整備として、下記の事項の進展を図るとともに、法的整備を行う必要がある。

- ・障害学生が相談できる窓口を高等機関に必ず置く制度的保障が必要である。まず窓口があること、その窓口を周知し、障害学生が来たら障害学生が使う言語とコミュニケーション手段に合わせた相談ができるようにすること。
- ・試験環境の整備、及び試験方法、評価方法の配慮
- ・バリアフリーおよびユニバーサルデザインの観点を踏まえた個々の障害の状態やニーズに対応した適切な施設整備
- ・点字、手話、字幕を含むデイジー教材等の整備
- ・個々の障害の状態やニーズに対応した教科における配慮
- ・障害の状態やニーズに対応し、移動や日常生活の介助、情報やコミュニケーション保障及び学習面を支援するとともに、障害理解を図り意欲的に学生生活を送るための相談支援等を担当する人材の配置、及び介助員、通訳者等の人材養成、派遣、配置制度の整備
- ・関係機関（障害者支援センター、情報提供施設等）との連携
- ・個々の障害の状態やニーズに対応した支援や指導システムについての研修制度の整備
- ・個々の障害の状態やニーズに対応したコミュニケーションツール（点字、手話等）の学習・研修体制整備

2. 聴覚障害学生への合理的配慮および必要な支援として、下記の事項の進展を図るとともに、法的整備を行う必要がある。

- ・手話通訳、パソコン文字通訳、ノートテイク等の配置、そのための人材養成、派遣制度の整備。  
また、高等教育においては、専門用語を含む情報をできるだけ正確にかつ多く伝える必要があり、高等教育における情報保障という目的に特化した手話通訳者、要約筆記者の研修制度の確立が不可欠である。
- ・映像教材等への字幕挿入、文字説明
- ・英語、体育、音楽等の教科での授業指導の工夫、また、授業や行事等での音

声情報を板書、メモ書き、掲示等により文字情報で伝える配慮などの支援のあり方を整備し、各高等教育機関にて実施していくためのシステムの充実

- ・磁気ループやFM式補聴器などの補聴環境の整備
- ・聴覚障害学生が障害認識し、手話を身につけてより肯定的なアイデンティティを確立するための支援。そのための障害学生支援担当教官を配置するとともに、ピア・カウセリングとしての同じ聴覚障害者を相談支援者として確保すること。（聴覚障害者情報提供施設等との連携）

## ○新谷 友良委員

### 1. 高等教育の範囲の確認

今回の議論の対象は、学校教育法第1条にいう後期中等教育に続く上位教育機関（大学、短期大学、高等専門学校）に限定するのか、高校や文部科学省所轄外の大学校も議論の対象にするのか確認したい。また、民間の専門学校は「役務・サービス」分野で取り扱うのか今回の議論の対象にするのかも確認したい。

### 2. 大学・大学院での情報保障

#### ①入学試験での課題

「大学入試センター試験受験案内」では、下記の記載がある。

1. 両耳の平均聴力レベルが60デシベル以上の者
  - ・手話通訳士の配置及び注意事項等の文書による伝達
  - ・注意事項等の文書による伝達（注意事項等の文書による伝達とは、試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、その都度受験者に配布する）
  - ・座席を前列に指定
  - ・補聴器の持参使用（FM式携帯補聴器を持参する場合は、FM電波受信機能のスイッチを切って使用）
2. 上記以外の聴覚障害者
  - ・注意事項等の文書による伝達（試験室で監督者が口頭で指示することを文書にし、その都度受験者に配布する）
  - ・座席を前列に指定
  - ・補聴器の持参使用（FM式携帯補聴器を持参する場合は、FM電波受信機能のスイッチを切って使用）
3. いずれも診断書の提出が必要で、リスニングテストの免除を申請する場合には、状況報告書をあわせて提出することが必要。

上記の情報保障の役割は、試験に係る注意事項の伝達が主目的であり、試験内容そのものに係る情報保障ではない。そのような目的のために平均聴力レベルでの区分を明示したり、医師の診断書提出を求めるのは、受験者に過度な負担を課すものとする。受験書類に必要な配慮事項を記載することで処理が可能ではないか？

個々の大学の入試試験に当たっては、「受験上の配慮を必要とする者は、あらかじめ相談すること」とされているところもあるが、全大学の現状データが欲しい。受験生の障害の状況に沿った配慮について、中途失聴・難聴者の場合試験の内容によって求める情報保障が異なる（注意事項の伝達などには文書と補聴器で対応できる軽度難聴者でも、口頭試問となるとノートテークが必要になる可能性が大きい）ので、受験相談に当たっては受験生の求める配慮事項を丁寧に聞き取ることが必要と考える。

## ②就学での課題

大学での学習形態は、大人数での講義、小人数での講義、演習、実験など様々なものがあり、学生も色々な講義・演習などを行き来するので、情報保障も学習形態によって異なる。情報保障を考える上で、原則は建物・教室の音環境の整備であろう。教室・演習室は出来るだけ遮音されたものとし、通常の拡声設備は磁気ループ又はFMの補聴援助システムを備えたものにすべきである。しかし、音環境の改善では聞き取りの困難な聴覚障害の学生も多く、そのような学生への個別配慮としてノートテーク、手話通訳の準備が求められる。

ノートテークの場合、学内学生やスタッフによるノートテークと、専門的なノートテークの準備が混在している現状であるが、学習の場でのノートテークは専門的な技術が求められる。日本語はほとんどの人が書けるので、誰でもノートテークが可能という誤った理解が広くあるが、授業の内容を的確に、分かりやすい文章にして学生に伝えるのは高度な専門的技術である。学生が支援することで、障害理解を深めるということが言われるが、学習の場では学生の学習理解を第一とすべきである。

ノートテーク派遣の財源的な問題として、国立大学では運営交付金の中の「障害学生学習支援等経費」が当てられており、学生1人当たりの金額は

- 教育支援分 300,000円      その年度に在学している障害学生の人数に応じて交付
- 設備充当分 30,000円      その年度に入学した障害学生の人数に応じて交付



で、配分は大学の裁量と聞く。また、私立大学の場合、日本私立学校振興・共済事業団から支払われる経常費補助金の増額措置が原資と聞く。学生のノートテーク支援にも1時間1,000円程度の謝礼金が支払われているところ、ボランティア活動に依存しているところ様々と聞くが、専門的な技術を持っていない学生に情報保障を依存するのは、学習の場では大きな問題を孕むと考える。専門的なノートテークを準備した場合の経費を前提に、どのようにそのような環境が整備されるかを政策として計画すべきであろう。

なお、上記運営交付金でも対象となる聴覚障害の程度が規定されており、交付の対象になるのは、以下の条件に当てはまる学生である。就学時健康診断の障害判定基準がここでも強固に維持されている。

- ろう者：両耳の聴力損失60デシベル以上の者、又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能、又は著しく困難な程度の者をいう。
  
- 難聴者：両耳の聴力損失 60 デシベル未満の者で、補聴器を使用すれば通常の話声を解することが可能な程度の者をいう。

